

第一号様式（第一条又は第二条関係）（A4）

届出書

（第一面）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第75条第1項前段又は法第75条の2第1項前段の規定による届出をします。この届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

所管行政庁 様

平成 年 月 日

届出者氏名 印

【届出の別】

- 第一種特定建築物（法第75条第1項前段の規定による届出）
 第二種特定建築物（法第75条の2第1項前段の規定による届出）

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

(第二面)

第一種特定建築主等又は第二種特定建築主の概要

【1. 第一種特定建築主等又は第二種特定建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理人】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【3. 設計者】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【4. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称】

【ハ. 用途】

【ニ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造

その他 ()

【ホ. 階数】 地上 階 地下 階
(届出部分) (届出以外の部分) (合計)

【ヘ. 床面積の合計】 (m²) (m²) (m²)

【5. 工事着手予定年月日】 平成 年 月 日

【6. 工事完了予定年月日】 平成 年 月 日

【7. 備考】

(第三面)

省エネルギー措置の概要

-
- 【1. 工事種別】 新築 増築 改築
直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替
空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修
-
- 【2. 届出をする部分】 直接外気に接する屋根、壁又は床 空気調和設備
空気調和設備以外の機械換気設備 照明設備
給湯設備 昇降機
-
- 【3. 用途区分】 住宅 事務所等 ホテル等 病院等 物品販売業を営む店舗等
学校等 飲食店等 集会所等 工場等
-

【4. 該当する地域区分】 () 地域)

【5. 建築物全体に係る事項】

- (1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置
- 1) 一戸建ての住宅
- 外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率
(外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$)
(冷房期の平均日射熱取得率)
特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果
()
- 2) 住宅以外の用途に供する建築物
- 年間熱負荷係数 ($MJ/(m^2 \cdot 年)$) (基準値 $MJ/(m^2 \cdot 年)$)
特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果
()
基準対象外
- (2) 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置
- 1) 一次エネルギー消費量
- 基準一次エネルギー消費量 ($GJ/年$)
設計一次エネルギー消費量 ($GJ/年$)
特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果
()
- 2) エネルギー利用効率化設備の有無
- 有 無
-

【6. 住戸に係る事項】

- (1) 住戸の番号 ()
- (2) 住戸の存する階 () 階)
- (3) 専用部分の床面積 () m^2)
- (4) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置
- 外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率
(外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$)
(冷房期の平均日射熱取得率)
特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果
()
- (5) 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置
- 1) 一次エネルギー消費量
- 基準一次エネルギー消費量 ($GJ/年$)
設計一次エネルギー消費量 ($GJ/年$)
特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果
()
- 2) エネルギー利用効率化設備の有無
- 有 無
-

【7. 備考】

(注意)

1. 届出書類

第一面、第二面及び第三面を提出してください。

住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物の届出において、住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡未満の場合、住宅以外の用途に供する部分を、住宅の用途に供するものとして取り扱うこととします。ただし、住宅以外の用途に供する部分について、第三面の5欄の(1)の記入については、住宅以外の用途に供するものとして取り扱うことができることとし、5欄の(2)の記入については、住宅以外の用途に供するものとして取り扱うこととします。

2. 各面共通関係

数字は算用数字を用いてください。

3. 第一面関係

- ① 届出者の氏名の記入を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- ② 届出の別は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ ※印のある欄は記入しないでください。

4. 第二面関係

- ① 第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者がそれぞれ2者以上の場合は、第二面は代表となる第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者について記入し、別紙に他の第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者について記入して添えてください。
- ② 1欄は、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- ③ 2欄は、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主からの委任を受けて届出をする場合に記入してください。
- ④ 4欄の「ハ」は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分に従い記入してください。
- ⑤ 4欄の「ニ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造を含む場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑥ ここに書き表せない事項で特に記入すべき事項は、7欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

5. 第三面関係

- ① 1欄及び2欄は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ② 3欄は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築物の用途区分は、次のとおりとします。
 - (1) 「住宅」とは、一戸建て住宅、連続住宅、重ね建住宅、共同住宅その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
 - (2) 「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
 - (3) 「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
 - (4) 「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
 - (5) 「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
 - (6) 「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
 - (7) 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。

- (8) 「集会所等」とは、公会堂、集会場、図書館、博物館、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
- (9) 「工場等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。

③ 4 欄は、省エネルギー基準（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 73 条第 1 項に基づき、国土交通大臣が定める判断の基準となるべき事項をいいます。以下同じ。）において定めるところにより、該当する地域区分を記入してください。

④ 5 欄の（1）は、「一戸建ての住宅」の場合、「外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「レ」マークを入れた上で記入してください。「外皮平均熱貫流率」とは、建築物の内外の温度差 1 度当たりの総熱損失量（換気による熱損失を除く。）を外皮等（外気等（住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根）、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。）面積で除した値、また、「冷房期の平均日射熱取得率」とは、冷房期において建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値として省エネルギー基準において定めるものをいいます。

「住宅以外の用途に供する建築物」の場合、「年間熱負荷係数」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「レ」マークを入れた上で記入してください。「年間熱負荷係数」とは、屋内周囲空間の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値として省エネルギー基準において定めるものをいい、省エネルギー基準において定める「基準値」と併せて記入してください。「基準値」とは、年間熱負荷係数について基準とすべき値として省エネルギー基準において定めるものをいいます。工場等の用途に供する建築物の場合は、「基準対象外」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、省エネルギー基準の適用に当たって使用した計算表は、別紙に記入して添えてください。

⑤ 5 欄の（2）は、「一次エネルギー消費量」については「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「レ」マークを入れた上で記入してください。「エネルギー利用効率化設備の有無」については、届出時にエネルギー消費量の計算において算入している場合には「有」に、算入していない場合には「無」に「レ」マークを入れてください。また、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところにより、これらについては、小数点第二位以下は切り上げた値を記載してください。なお、省エネルギー基準の適用に当たって使用した計算表は、別紙に記入して添えてください。

(1) 基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量（1 年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）として、省エネルギー基準において定めるものをいう。

(2) 設計一次エネルギー消費量 建築物における実施の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量として、省エネルギー基準において定めるものをいう。

⑥ 6 欄は、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅又は住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物の住戸の部分に係る措置について、住戸ごとに記入して下さい。なお、届出に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

この欄に用いる用語の定義は、注意 5 の④及び⑤のとおりとします。

(4) については、「外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「レ」マークを入れた上で記入してください。

(5)については、「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「レ」マークを入れた上で記入してください。「エネルギー利用効率化設備の有無」については、届出時にエネルギー利用効率化設備による一次エネルギー消費量の削減量を設計一次エネルギー消費量の計算において算入している場合には「有」に、算入していない場合には「無」に「レ」マークを入れてください。

- ⑦ 1欄から6欄までに書き表せない事項で特に記入すべき事項は、7欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。